

(離婚の合意)

第1条

夫 東京太郎(以下、「甲」とする)と妻 東京花子(以下、「乙」とする)は、協議離婚すること(以下「本件離婚」という)および本件離婚に伴う給付並びに財産分与等について、以下の通り合意した。

(離婚届)

第2条

乙は、甲および乙が署名捺印した離婚届を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに〇〇市役所に提出するものとする。

(親権者および監護権者の定め)

第3条

甲および乙は、甲乙間の未成年の子である、長男 東京麟太郎(平成〇〇年〇〇月〇〇日生、以下「丙」という)および、長女 東京姫子(平成〇〇年〇〇月〇〇日生、以下「丁」という)の親権者および監護権者を父である甲と定め、丙および丁が各自満二十歳に達する月まで、引き取り養育する。

(養育費)

乙は甲に対して、丙および丁の養育費として、平成〇〇年〇〇月から丙および丁が各自満二十歳に達する月まで、毎月末日までに月額〇〇〇〇円を甲指定の金融機関の口座に振込みにより支払わなければならないものとする。

なお、送金・振込みに係る手数料は、乙の負担とする。

金融機関：〇〇銀行〇〇支店

口座番号：() 口座番号 〇〇〇〇〇

口座名義：〇〇〇〇

(慰謝料)

第5条

甲および乙の間には、本件離婚に伴う慰謝料の支払いは存在しないことを確認する。

(特別の費用)

第6条

甲および乙は、丙または丁の進学、病気および怪我等のため特別の出費したとき、別途協議の上、養育費を増減できる。また、甲または乙に特別な事情が生じた時、甲および乙は、養育費増減について、信義に従い誠実に対応し、円満に解決しなければならないものとする。

(財産分与)

第7条

乙は甲に対し、本件離婚に伴う財産分与として、下記不動産(以下、「本件不動産」という)の持分のすべてを給付することとし、本件不動産について財産分与を原因とする所有権移転手続きをする義務があることを認めるものとする。

《財産分与の対象とする不動産の表示》

[土地]

所在：東京都目黒区中目黒〇〇丁目

地番：〇〇番〇〇

地目：宅地

地積：〇〇.〇〇m²

[建物]

所在：東京都目黒区中目黒〇〇丁目〇〇番地〇〇

家屋番号：〇〇番〇〇

種類：居宅

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建

床面積：1階…〇〇.〇〇m² 2階…〇〇.〇〇m²

(年金分割)

第8条

甲および乙の間には、年金分割の支払いは存在しないことを確認する。

(面会交流)

第9条

乙は、子の福祉を害しない範囲において、以下の内容で面会交流できるものとする。ただし、丙または丁が乙と面会することを拒んだ場合は、この限りではない。

1. 面会は1カ月に1回以上とし、面会場所は甲乙協議の上決定する。
2. 甲は、乙が丙および丁と宿泊を伴う面会交流することを認めるものとする。
3. 面会交流時は、乙は事前に甲に連絡するものとする。
4. 面会交流において、本条に定めのない事項については、丙および丁の意思を尊重し、甲乙協議して決定するものとする。

(通知義務)

第 10 条

甲および乙は、住所、居所、連絡先を変更したときは、遅滞なく相手方にこれを通知するものとする。

(プライバシー等の不干涉義務)

第 11 条

甲および乙は、本件離婚後、相手方のプライバシーを尊重して相手方の生活に干渉しないこと、相手方を誹謗中傷し、または離婚原因をみだりに口外するなど、相手方の名誉を棄損して感情を害する行為に及ばないことを相互に確約した。

(清算条項)

第 12 条

甲および乙は、本件離婚に関し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、互いに何らの財産上の請求をしないこと、甲乙以外の者が本件合意書に一切干渉しないことを相互に確認した。

(裁判管轄)

第 13 条

本件合意書から発生する一切の紛争に関して、第一審の管轄裁判所を甲の住所地を管轄する裁判所を以て合意管轄とする。

(公正証書)

第 14 条

甲および乙は、本件合意書につき、強制執行認諾約款付公正証書を作成することを承諾した。

上記の通り合意したので、本書を 2 通作成し署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

住 所
氏 名

印

(乙)

住 所
氏 名

印